

第16回食育推進全国大会inいわてを開催します！！

食で幸せ「希望郷いわて」～伝えよう いわての魅力と 感謝の気持ち～

食育に対する理解の促進や、いわての多様な「食」のPR、復興支援への感謝の発信を目的として、**第16回食育推進全国大会 in いわて**を開催します。

○ 開催日

令和3年6月26日（土）、6月27日（日）

○ 会場

メイン会場：岩手産業文化センター アピオ（滝沢市砂込 389-20）

サブ会場：いわて県民情報交流センター アイーナ（盛岡市盛岡駅西通 1-7-1）

○ 主催

農林水産省、岩手県、第16回食育推進全国大会岩手県実行委員会

○ 実施内容(予定)

アスリートによるトークショー、食育講演会、岩手の食材を使用した料理教室、食育ダンスの披露、キャラクターショー など



詳しくは、大会公式ホームページをご覧ください！！

【URL】 <https://syokuikutaikai16th-iwate.jp/>

◇ お問合せ先

岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当（電話：019-629-5322）

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策（生活衛生関係営業）

新型コロナ緊急支援事業を開始(岩手県生活衛生営業指導センター)

岩手県指導センターでは、様々な専門機関と連携し、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる特別相談窓口の開設や地域相談会等を開催しています。

専門家派遣を希望される方は、「指導依頼申込書」又は「専門家派遣申込書」を指導センターに提出いただき、指導センターが相談内容を確認して、専門家と派遣日程を調整したうえで、訪問日時のご連絡を行います。

※専門家派遣にかかる費用は、指導センターが負担

生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業 専門家登録票		
公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター		
氏名	区分	所属・役職
吉田 瑞彦	弁護士	吉田瑞彦法律事務所代表 (県すし組合、県社交飲食業組合顧問弁護士)
工藤 健人	中小企業診断士	工藤健人中小企業診断士事務所代表
丹代 一志	税理士	昆税理士法人代表社員 所長
千葉 英男	ITコーディネーター	有限会社ライフアシスタンスカンパニー代表取締役
工藤 晴香	人材育成スマイルトレーナー	h.k smile office 代表
中村 美緒	Photographer	ナカムラ写真館 Photographer
佐々木 淳	大学教授	岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授
崎山 美智穂	社会保険労務士	大船渡社会保険労務士事務所代表
赤沼 柳子	元岩手県職員 (保健所勤務)	元岩手県生活衛生営業指導センター経営指導員 岩手県食品衛生監視員OB会会員
経営特別相談員		75名

○問い合わせ先

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター 盛岡市志家町3番13号 (019-624-6642)

「地域企業経営支援金」の申請について(岩手県)

【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策に取り組みながら事業の継続を図る中小企業者等を支援するための支援金です

支援金とは？

対象期間内の連続する3か月の売上について前年同期の売上との差額（減収額）を1事業所あたり**40万円**を上限として支援します。

多店舗を経営されている方には、1事業者当たり個人事業主は**100万円**、法人及び組合は**200万円**を上限として支援します。

【申請期限】

令和3年**6月30日（水）**まで 消印有効

令和2年11月から令和3年3月の対象期間のうち、いずれか1か月の売上が前年同月比**50%以上減少**、または連続する3か月の売上が前年同期比**30%以上減少**している対象業種の事業者の方が対象となる支援金です。

○詳しくは、[最寄りの商工会議所・商工会](#)にお問い合わせください。

5月は消費者月間

消費者110番を開催します

消費者月間の事業の一環として、消費生活に関するトラブルの相談に

無料で**弁護士**や**消費生活相談員**等が応じます。

多重債務、悪質商法、商品やサービスの契約など消費生活の
トラブルでお困りの消費者の解決のお手伝いをします。



お気軽にご相談ください!



まひまひ

●日時 令和3年5月26日(水) 10時~17時

●場所 岩手県立県民生活センター 大ホール

●相談方法

【面接】直接会場までお越しください(最終受付 16時30分)

【電話】臨時専用ダイヤル

【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター

盛岡市中央通 3-10-2

TEL019-624-2586

019-624-5980 (当日限り)

5月は「自転車の安全利用推進期間」です！

◆期間 5月8日（土）～5月17日（月）

◆推進期間の趣旨

自転車利用者の安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践、適切な点検整備とヘルメットの着用、加入済みの保険内容の確認やTSマーク付帯保険等の損害賠償責任保険への加入・更新の促進により、自転車の安全利用の推進を図ります。

「自転車は車両である」ことを自覚し、左側の通行・整備不良車運転の禁止など交通ルールの遵守と交通マナーの実践を！

【問い合わせ先】 消防安全課

県民安全担当（電話：019-629-5266）

令和3年度 自転車の安全利用推進期間 令和3年5月8日(土)～5月17日(月)

スローガン

「自転車に 乗るならきみも 運転手」



【令和3年度交通安全ポスターコンクール】小学生部賞の部（佳作） 大和通市立大船通小学校6年（A組）川原 穂香さんの作品

乗っている自転車にTSマークはついていますか？忘れずに加入・更新をしましょう！

岩手県交通安全対策協議会

交通安全ポスターコンクール
平成31年度入賞作品、交通安全ポスター